

証明関係 Q&A

Q 1. 市税に関する証明は、代理人が申請することはできますか？

A 1. 代理の方が窓口におこしになるときは、次の書類が必要となります。

- ①本人からの委任状（同居の親族で本人からの依頼があった方は不要です。）
- ②窓口にお越しになる方の本人確認書類

※法人の証明申請の場合は、法人の代表者印を押印してください。印鑑の持ち出しができない場合は、予め押印した申請書又は委任状をご持参ください。

※軽自動車税の納税証明書（継続検査用）の申請で代理人による申請の場合は、車検証原本又は本人からの委任状が必要となります。

Q 2. 4月1日にA市からうきは市へ転入しましたが、所得証明書はうきは市で取れますか？

わたしは、4月1日にA市からうきは市へ転入しましたが、所得証明書はうきは市で取れますか？

A 2. 所得証明書は、その年の1月1日現在に住所地のあったA市での発行となります。

Q 3. 電話で証明書の内容を照会できますか？

A 3. 所得や収入状況、固定資産の評価額、税額など課税情報は、大切な個人情報であり、電話では本人確認ができないので、たとえ本人であっても課税情報は電話でお答えすることは一切できません。